

旅館業の営業の許可・旅館業の営業の承継承認に関する審査基準及び公衆浴場の営業の許可・患者に対する入浴の許可に関する審査基準の一部改正について

## 1 趣旨

横浜市では、旅館業等の環境衛生関係営業の許可申請等の審査にあたり、業種ごとに審査基準を定めています。

下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和 37 年厚生省・建設省令第 1 号）が改正されたことに伴い、公衆浴場における水質基準等に関する指針（平成 12 年 12 月 15 日付け生衛発第 1811 号厚生省生活衛生局長通知「公衆浴場における衛生等管理要領等について」別添 1）が一部改正され、旅館業及び公衆浴場における浴槽水の検査項目及びその検査方法が改められました。これを受けて、旅館業法施行細則（昭和 61 年 6 月横浜市規則第 66 号）及び公衆浴場法施行細則（昭和 61 年 6 月横浜市規則第 67 号）を改正しました。

また、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成 15 年厚生労働省告示第 261 号）」の一部改正により、告示名中の「厚生労働大臣」が「環境大臣」に改正されたため、旅館業法施行条例等の運用及び公衆浴場法施行条例等の運用を改正しました。

これらに伴い、旅館業の営業の許可・旅館業の営業の承継承認に関する審査基準及び公衆浴場の営業の許可・患者に対する入浴の許可に関する審査基準について、一部改正を行いました。

## 2 主な改正内容

- (1) 【申請される方の参考となる事項】として記載している浴槽水の検査項目を「大腸菌群」から「大腸菌」に改正するとともに、その検査方法を整理しました。
- (2) 「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成 15 年厚生労働省告示第 261 号）」の告示名中「厚生労働大臣」を「環境大臣」に改正しました。
- (3) その他文言修正を行いました。

## 3 意見公募

改正省令の制定等に伴い当然必要とされる改正のため、横浜市規則等に係る意見公募手続実施要綱第 5 条第 4 項第 8 号アの規定により、意見公募手続は実施しませんでした。

## 4 施行日

令和 7 年 4 月 1 日